

平成 19 年度財務定期監査（ 期）の結果に基づき講じた措置等（保健福祉局，環境局，長田区）

指摘の概要	措置内容	措置状況
保健福祉局（総務部），区役所（生活保護関係） （２） 支出に関する事務 健診料の支出事務を適正にすべきもの 薬品等特殊化学物質を取り扱う事業所の職員を対象に健康診断を実施しているが，健診料について，医療機関と締結した協定書と異なる単価で算定した金額を支払っていたほか，同一の健診内容であるにもかかわらず実施医療機関によって支出単価に差異が生じている事例が見受けられた。 （保健福祉局総務部庶務課） 協定書内容を見直すとともに，履行確認を適正に行うべきである。	指摘以降実施分については，支出内容を同様のものとし，支出単価が「電子化加算」を除き同一の単価となるよう措置を講じた。 また，平成 20 年度の覚書締結に際し，内容の見直しを行い，履行確認を適正に行った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
（３） 財産の管理に関する事務 生活保護に係る現金の取扱を適正にすべきもの ア．戻入現金（分割納付分）の取扱を適正にすべき事例 現金取扱事務の手引（公金編）によると，最終的に公金として収納する現金を受領した場合は，所定の金額に達するまで預かることなく，直ちに出納員等による収納を行い，所定の領収証を発行することとなっている。 被保護者が生活保護費戻入の一部となる現金を持参した場合，独自の預かり書を交付する若しくは事実上預かることとした上で，戻入金額に達するまで金庫内に保管している事例が各区において見受けられた。 （保健福祉局総務部保護課） 生活保護費戻入現金（分割納付分）の取扱を定め，準公金との区分を明確にするよう指導を行うべきである。	ア 被保護者の収入の増加等により、戻入金が発生する場合には、翌月以降戻入金相当分を収入として認定する取り扱いとすることを原則としているが、例外的に戻入処理を行う場合がある。この処理を安易に行わないため、及び戻入処理は原則年度内に行う必要があるため、生活保護システム上では戻入金の分割納付について一定の制限をかけていたが、平成 22 年 1 月より新生活保護システムの稼働に伴い、システム上分割納付可能となり、指摘の事項については対応済み。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
保健福祉局（病院関係） （１） 収入に関する事務 外来未収金の計上を適正にすべきもの 【重点監査項目】 外来診療に係る患者一部負担金について，中央市民病院では実収入額を調定額としており，決算上未収が生じない形になっているため，平成 17 年度以前の未収金はゼロで計上されている。また，西市民病院では，納付書送付分のみを未収金計上しているため，未収金は少額である。これに対し，入院の場合は，両病院とも請求点数から算定した患者一部負担金の額と実際の入金額との差を未収金としこれを決算書に反映している。 （医療センター中央市民病院，同西市民病院） 外来は患者数が多く，また医療保険の変更も頻繁にあるため，入院と同様の処理をするには現場の負担が大きいとのことであるが，未収金が決算に反映されない現行の処理方法は適切な会計処理とはいいがたい。日々の未収金は実際にはシステムで簿外管理しているため，年度末にそれを集計し実質的な未収金額を決算書に反映することを検討すべきである。	市民病院は平成 21 年度より地方独立行政法人へ移行している。 なお、現在は、3 月 31 日時点で患者一部負担金が未納となっているものについて、未収金として計上し決算書に反映させていると聞いている。	他の方法で対応
治験研究費に係る未収金の解消を図るべきもの【重点監査項目】 平成 18 年度決算において，平成 17 年度に発生した医業外収益未収金に，多額の残高がある。その主な理由として治験研究費にかかる未収収益があるが，請求状況，収納状況等の詳細を確認できない状態である。 （医療センター中央市民病院） 早急に実態を確認し，未納のものについてはただちに請求し，二重に収益計上したために収納済の債権が残っている等の場合は，適切な会計上の処理をすべきである。	市民病院は平成 21 年度より地方独立行政法人へ移行している。 なお、現在までに確認作業を行い、請求は全て完了した。収納については、1 件 525,000 円を除き全て収納済みであると聞いている。	他の方法で対応

指摘の概要	措置内容	措置状況
（３） 契約に関する事務 委託契約に係る契約手続を適正にすべきもの ア 地方公営企業法においては，地方自治法と同様，私人に公金の徴収事務を行わせる場合には，徴収に関する委託契約を締結するとともに，その旨を告示する必要がある。また，徴収委託を行う場合には，地方公営企業法及び同法施行令に基づき，受託者は，収入の調定から収納までの一連の事務を受託者の権限で行い，計算書を添えて会計管理者または指定金融機関に払い込むとともに，地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく協議を行うこととされている。 救急に係る受付・会計業務を委託しているが，この内，会計業務については，患者一部負担金の徴収・保管や領収書の発行等を行っていることから，このような業務の委託は金銭出納員の事務補助ではなく，「私人へ徴収委託」にあたりと解される。 年度当初の契約締結時に行財政局監察室から，救急に係る受付業務と徴収業務とを分離し，徴収業務については，法令に沿った手続をするようにとの指摘があったにもかかわらず，監査日現在（H19.10.19），未だ必要な事務処理が行われていない事例が見受けられた。 （医療センター中央市民病院） 会計業務については受託者名で行うよう契約内容を改めるとともに，告示や会計室との協議等法令に沿った手続をとるよう事務手続を見直すべきである。	中央市民病院は平成 21 年度より地方独立行政法人へ移行したが，地方独立行政法人法では，診療費の収納に関する特段の定めはなく，法人で定める会計規程に基づき診療費の収納業務を行っているとしている	他の方法で対応

平成19年度財務定期監査（期）の結果に基づき講じた措置等（保健福祉局，環境局，長田区）

指摘の概要	措置内容	措置状況
環境局 (3) 契約に関する事務 契約方法を見直すべきもの クマデ・箕といったごみ収集業務に使用する消耗品については，各事業所単位で購入しているが，基本的に同等品であるにもかかわらず，購入単価が相当異なっている事例が見受けられた。 本件については，前回の定期監査においても，一括購入や単価契約など，経費節減が可能となる方法を検討するよう意見を付していたが，現在まで効果的な対応策が講じられていない。 (業務課) 必要な対応を行うべきである。	収集作業に必要な消耗品の購入実績や仕様等を情報共有しながら、仕様頻度や用途に応じて適切に調達するよう措置を講じた。 購入量も減少傾向にあることから、専決調達事務のマニュアルに基づき適切に事務処理を行っている。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
保健福祉局（総務部），区役所（生活保護関係） （２）支出に関する事務 生活保護に係る扶助費の支給を適正に行うべきもの 生活保護法第４条では保護の補足性が規定されており，保護開始時に生命保険契約を保有している場合，他の資産同様，解約して返戻金を最低生活の維持に活用させるのが原則だが，返戻金が少額である場合などは保険金，解約返戻金を受領した時点で法第６３条返還金とすることを条件に保有を認めることができる。 保有を認めた生命保険に入院給付金特約があるにもかかわらず，被保護者の入院後に給付金の有無について確認を行っていない事例が見受けられた。（長田区保健福祉部保護課） 資産の保有を認めた場合，その状況を適正に把握し，扶助費の支給を行うべきである。	保有を認めた生命保険の入院給付金特約に該当することを確認し，直ちに世帯主の母親に保険給付の申請を行うよう指導した。H19年11月入院給付金があり、H20年2月21日付で63条一括返還した。その後、入院給付金はなく、簡易保険、養老保険満期の保険金等がH25年8月20日付63条決定により納められ完了した。	措置済